

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年12月5日
【会社名】	株式会社やまびこ
【英訳名】	YAMABIKO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永尾 慶昭
【本店の所在の場所】	東京都青梅市末広町一丁目7番地2
【電話番号】	(0428)32-6111(代表)
【事務連絡者氏名】	管理本部 経理部長 瀬古 達夫
【最寄りの連絡場所】	東京都青梅市末広町一丁目7番地2
【電話番号】	(0428)32-6111(代表)
【事務連絡者氏名】	管理本部 経理部長 瀬古 達夫
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 445,536,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	489,600株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

(注) 1 平成23年12月5日(月)開催の取締役会決議によります。

2 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分(以下「本自己株式処分」という。)により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

3 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	489,600株	445,536,000	-
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	489,600株	445,536,000	-

(注) 1 第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
910	-	100株	平成23年12月21日(水)	-	平成23年12月22日(木)

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みを行い、払込期日に後記払込取扱場所に発行価額の総額を払い込むものとします。

4 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社やまびこ 経理部	東京都青梅市末広町一丁目7番地2

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 荻窪支店	東京都杉並区天沼三丁目4番1号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
445,536,000	1,800,000	443,736,000

(注)1 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本自己株式処分に係る諸費用の概算額であります。

2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額443,736,000円につきましては、平成23年12月22日以降、原材料仕入資金等の運転資金に全額充当することを予定しております。

なお、支出までの資金管理は、当社預金口座にて行います。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

名称	農林中央金庫
本店の所在地	東京都千代田区有楽町一丁目13番2号
代表者の役職及び氏名	代表理事理事長 河野 良雄
資本金	3兆4,259億円
事業の内容	銀行業
主たる出資者	農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、およびそれらの連合会

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	割当予定先は、当社普通株式79,299株(発行済株式総数の0.72%)を保有しております。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	割当予定先から銀行借入を行っております。
技術又は取引関係	預金取引、銀行借入等の銀行取引があります。

(注) 提出者と割当予定先との間の関係は、平成23年9月30日現在のものです。

a. 割当予定先の概要

名称	株式会社広島銀行
本店の所在地	広島県広島市中区紙屋町一丁目3番8号
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 第100期(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日) 平成23年6月30日 関東財務局長に提出 四半期報告書 第101期第1四半期(自平成23年4月1日 至平成23年6月30日) 平成23年8月5日 関東財務局長に提出 第101期第2四半期(自平成23年7月1日 至平成23年9月30日) 平成23年11月14日 関東財務局長に提出

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	割当予定先は、当社普通株式78,298株(発行済株式総数の0.71%)を保有しております。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	割当予定先から銀行借入を行っております。
技術又は取引関係	預金取引、銀行借入等の銀行取引があります。

(注) 提出者と割当予定先との間の関係は、平成23年9月30日現在のものです。

a. 割当予定先の概要

名称	極東開発工業株式会社
本店の所在地	兵庫県西宮市甲子園口六丁目 1 番45号
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 第76期（自平成22年 4 月 1 日 至平成23年 3 月31日） 平成23年 6 月29日 関東財務局長に提出 四半期報告書 第77期第 1 四半期（自平成23年 4 月 1 日 至平成23年 6 月30日） 平成23年 8 月 9 日 関東財務局長に提出 第77期第 2 四半期（自平成23年 7 月 1 日 至平成23年 9 月30日） 平成23年11月11日 関東財務局長に提出

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

（注） 提出者と割当予定先との間の関係は、平成23年 9 月30日現在のものです。

c. 割当予定先の選定理由

当社グループは、平成20年12月に経営統合にて発足しましたが、直前に発生したリーマンショックによる世界的な景気後退や急激な円高の進行などの影響によって、2期連続で赤字を余儀なくされ、財務体質も悪化しました。そのため、3期目にあたる平成23年 3 月期は、グループをあげて経営統合シナジーの早期化のための活動を中心に拡販や製造コストの低減、また、あらゆる項目での経費削減などに取り組み、業績回復を果たすことができました。

しかし、円高の進行や市場競争の激化など、当社グループを取巻く経営環境は厳しさを増しています。そのような中で当社グループは、平成26年 3 月期までの三カ年を、環境の変化に対応しながら、統合シナジーの最大化を完結させて着実な成長を果たすとともに、次なる成長フェーズに向けた体制整備期間と位置付け、「中期経営計画2014」を策定しました。当社グループは、引き続き国内外での市場競争力を高めて事業規模を拡大するとともに、より強固な利益体質を構築して「中期経営計画2014」を達成し、財務体質の強化と安定した収益基盤の構築を図ります。

については、そのための生産能力の増強や生産体制の再構築、製品開発力の強化など、諸施策の推進や売上の拡大に伴う資金調達の安定化、および将来を見据えた新規事業領域への展開などの観点から、今般、割当予定先との関係強化を図ることが当社グループの中長期的な成長に資すると考え、第三者割当による自己株式処分を行うことといたしました。

(イ) 農林中央金庫を割当予定先として選定した理由

農林中央金庫は当社の取引銀行として、運転資金の融資を受ける等、財務活動をサポートしていただいております。本募集株式を引き受けていただき、銀行による支援体制の強化を図ることで、当社の財務の安定化につながり、ひいては企業価値の向上に資すると考えられるため、農林中央金庫を本自己株式処分の割当予定先としたものです。

(ロ) 株式会社広島銀行を割当予定先として選定した理由

株式会社広島銀行は当社の取引銀行として、運転資金の融資を受ける等、財務活動をサポートしていただいております。本募集株式を引き受けていただき、銀行による支援体制の強化を図ることで、当社の財務の安定化につながり、ひいては企業価値の向上に資すると考えられるため、株式会社広島銀行を本自己株式処分の割当予定先としたものです。

(ハ) 極東開発工業株式会社を割当予定先として選定した理由

極東開発工業株式会社は、特装車を中心に、省力機器、ごみリサイクル施設、立体駐車場など広範な産業用機械の製造・販売を主な事業内容とする会社であります。同社と当社とはこれまで取引関係はありませんが、当社の一般産業用機械事業を中心に、両社が保有する特徴ある技術開発力や生産体制、販売チャネルなどを活用した協業関係を構築してシナジーを生み出すための協議を始めております。また、同社には当社の将来に対する事業展開等についてのご理解をいただいております。本募集株式を引き受けていただくことによって中長期視点で両社の事業拡大と企業価値の向上に資すると考えられるため、極東開発工業株式会社を本自己株式処分の割当予定先としたものです。

d. 割り当てようとする株式の数

割当予定株式数である自己株式 489,600株

農林中央金庫	270,000株
株式会社広島銀行	109,800株
極東開発工業株式会社	109,800株

e．株券等の保有方針

各割当予定先からは、本自己株式処分により割り当てる株式の保有方針について、中長期に保有する意向であることを口頭で確認しております。

当社は、各処分予定先に対して、本自己株式処分の期日（平成23年12月22日）から2年間について、割当自己株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名又は名称及び譲渡株式数等の内容を直ちに当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容等を株式会社東京証券取引所に報告すること並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることにつき、確約書締結の予定であり内諾を得ております。

f．払込みに要する資金等の状況

(イ) 農林中央金庫

農林中央金庫の平成23年3月期決算概況（平成23年5月20日公表）及び平成24年3月期半期決算概況（平成23年11月18日公表）に記載の経常収益、総資産額、純資産額、現金預け金等の状況を確認した結果、本自己株式処分の払込みについて特段問題がないものと判断しております。

(ロ) 株式会社広島銀行

株式会社広島銀行の直近の有価証券報告書（平成23年6月30日提出）及び第2四半期報告書（平成23年11月14日提出）に記載の経常収益、総資産額、純資産額、現金預け金等の状況を確認した結果、本自己株式処分の払込みについて特段問題がないものと判断しております。

(ハ) 極東開発工業株式会社

極東開発工業株式会社の直近の有価証券報告書（平成23年6月29日提出）及び第2四半期報告書（平成23年11月11日提出）に記載の売上高、総資産額、純資産額、現預金等の状況を確認した結果、本自己株式処分の払込みについて特段問題がないものと判断しております。

g．割当予定先の実態

割当予定先は、従来からの取引関係等により当社が認識している情報において、社会的信用力は十分であると考えており、割当予定先が暴力団等である事実、暴力団等が割当予定先の経営に関与している事実、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主が資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主が意図して暴力団等と交流を持っている事実は一切無いものと判断しております。

なお、当社は、割当予定先へのヒアリングにより、割当予定先、当該割当予定先の親会社、子会社の役員、並びに親会社及び子会社が反社会的勢力及びその他特定団体等とも一切関係を有しないことを確認しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 処分価額の算定根拠と合理性に関する考え方

処分価額につきましては、本自己株式処分に係る取締役会決議の前営業日である平成23年12月2日の株式会社東京証券取引所における当社株式の終値である910円といたしました。

当該処分価額（910円）については、処分決議日の前営業日から直前1ヶ月間（平成23年11月3日から平成23年12月2日まで）における当社株式の終値の平均株価は889円（乖離率2.36%）、直前3ヶ月（平成23年9月3日から平成23年12月2日まで）における当社株式の終値の平均株価は906円（乖離率0.44%）、直前6ヶ月（平成23年6月3日から平成23年12月2日まで）における当社株式の終値の平均株価は921円（乖離率1.19%）であり、いずれの期間におきましても、特に有利な処分価額には該当していないものと判断しております。

なお、当社監査役全員（4名、うち社外監査役2名）から、取締役会における上記算定根拠による処分価額の決定は、当社株式の価値を表わす客観的な値である市場価格を基準にし、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、当社の直近の財政状態及び経営成績等を勘案し、適正かつ妥当であり、処分予定先に特に有利ではなく、適法である旨の意見を得ております。

(2) 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

今回の処分数量489,600株は、当社発行済株式総数11,027,107株に対して4.44%（平成23年9月30日時点の総議決権数94,023個に対する割合は5.21%）に相当し、株式の希薄化が生じることとなりますが、流通市場への影響は軽微であると考えております。また、当社にとって重要取引先である割当先との関係強化を図ることとなり、当社の企業価値向上に資するものと考えております。従って、処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (百株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所 有株式数 (百株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1-8-12 晴海アイランドトリトンス クエア オフィスタワーZ 棟	4,242	4.51%	4,242	4.29%
やまびこ従業員持株会	東京都青梅市末広町1-7-2	4,230	4.50%	4,230	4.28%
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託 口)	東京都中央区晴海1-8-11	3,876	4.12%	3,876	3.92%
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町 1-13-2	792	0.84%	3,492	3.53%
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(中央三 井アセット信託銀行再信託 分・CMTBエクイティイ ンベストメント株式会社信 託口)	東京都中央区晴海1-8-11	3,488	3.71%	3,488	3.53%
株式会社横浜銀行	神奈川県横浜市西区みなと みらい13-1-1	3,392	3.61%	3,392	3.43%
株式会社もみじ銀行	広島県広島市中区胡町1-24	3,390	3.61%	3,390	3.43%
やまびこ取引先持株会	東京都青梅市末広町1-7-2	3,202	3.41%	3,202	3.24%
日本マスタートラスト信託 銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	2,908	3.09%	2,908	2.94%
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内 1-6-6	2,903	3.09%	2,903	2.93%
計	-	32,426	34.48%	35,126	35.51%

(注) 1 平成23年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成23年9月30日現在の総議決権数に、本自己株式処分(処分株式数489,600株)により増加する議決権数を加えて算出した数値であります。

3 上記のほか、当社が保有している自己株式は割当後945,823株となります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第3期）（平成23年3月期）および四半期報告書（第4期）（平成24年3月期第2四半期）（以下、「有価証券報告書等」という。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成23年12月5日）までの間において当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日（平成23年12月5日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

2. 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第3期）の提出日（平成23年6月30日）以降、本有価証券届出書提出日（平成23年12月5日）までの間において臨時報告書を提出しております。

当社は、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成23年7月1日に関東財務局長に提出しております。

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成23年6月29日（水）

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役8名選任の件

取締役として、北爪靖彦、安藤廣明、前田克之、近藤成喜、永尾慶昭、田崎隆信、高橋功および伊藤真の8氏を選任する。

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、貝守浩氏を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	賛成割合（％）	決議の結果
第1号議案				（注）		
北爪 靖彦	64,891	3,384	0		95.04	可決
安藤 廣明	68,112	163	0		99.76	可決
前田 克之	67,550	725	0		98.94	可決
近藤 成喜	67,551	724	0		98.94	可決
永尾 慶昭	68,112	163	0		99.76	可決
田崎 隆信	68,112	163	0		99.76	可決
高橋 功	68,098	177	0		99.74	可決
伊藤 真	68,111	164	0		99.76	可決
第2号議案				（注）		
貝守 浩	68,293	106	70		99.85	可決

（注） 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを集計したことにより、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権の数は集計していません。

以 上

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第3期)	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日	平成23年6月30日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第4期 第2四半期)	自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日	平成23年11月11日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年6月30日

株式会社 やまびこ
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 前原 一彦 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 澁江 英樹 印
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社やまびこの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社やまびこ及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社やまびこの平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社やまびこが平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年6月30日

株式会社 やまびこ
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員	公認会計士	福田 光博	印
業務執行社員			
指定社員	公認会計士	森口 博敏	印
業務執行社員			
指定社員	公認会計士	澁江 英樹	印
業務執行社員			

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社やまびこの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社やまびこ及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社やまびこの平成23年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社やまびこが平成23年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年11月11日

株式会社やまびこ
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 福田 光博 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 澁江 英樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社やまびこの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成23年7月1日から平成23年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社やまびこ及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月30日

株式会社 やまびこ
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 前原 一彦 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 澁江 英樹 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社やまびこの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第2期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社やまびこの平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成23年6月30日

株式会社 やまびこ
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員	公認会計士	福田 光博	印
業務執行社員			
指定社員	公認会計士	森口 博敏	印
業務執行社員			
指定社員	公認会計士	澁江 英樹	印
業務執行社員			

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社やまびこの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社やまびこの平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。